

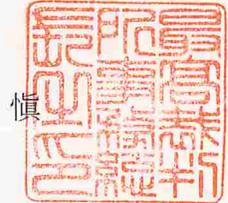
最高裁秘書第2081号

令和2年9月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和2年8月5日付け（同月7日受付，第020375号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

昭和45年7月17日付け最高裁刑二第156号刑事局長，経理局長通知「保釈保証金の国庫帰属の時期および原審裁判所が保管中の保釈保証金を上訴裁判所で没取の裁判をした場合の歳入組入れ手続等について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

保釈保証金の国庫帰属の時期および原審裁判所が保管中の保釈保証金を上訴裁判所で没取の裁判をした場合の歳入組入れ手続等について

昭和45年7月17日刑二第156号高等裁判所  
長官、地方、家庭裁判所長あて刑事局長、経理局長通知

標記について、別紙一の照会があり、別紙二のとおり回答しましたから、ご参考までにお知らせします。

おつて、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長からこの旨通知して下さい。

(別紙一)

新地訟第二五一号

昭和四三年七月二十二日

新潟地方裁判所長 関谷六郎

最高裁判所事務総局刑事局長 殿

保釈保証金の国庫帰属の時期および原審裁判所が保管中の保証金を上訴裁判所で没取の決定をした場合の歳入組入手続等について(照会)

標記につき、左記のとおり疑義がありますので、第一、二説のいずれによるべきか、第二説を可とした場合、係書記官のなす手続は同説二の1、2のいずれの取り扱いを相当とするか、また、第三についても回答して下さい。

記

第一説

保釈保証金没取決定の執行は、保証金が現に裁判所において保管中の場合は、係書記官において(裁判所または裁判官の執行指揮により)歳入徴収官に対し歳入組入通知書を発し、歳入徴収官がこれを国庫に帰属せしめることによつてすることとされている。

(注) 1 昭和二四年二月二三日刑二第二〇六七号刑事局長、経理局長回答

2 同二七年八月一二日刑二第一四五二二号刑事局長回答

3 同二八年刑首ブロック会同(訟執資三二号)

4 実務講座三〇一頁(二巻)

5 ポケット註釈刑訴法一、〇一七頁(改訂)

6 青柳通論六二四頁

7 裁判所の保管金等の取扱いに関する規程の解説(訟執資三六号二七頁、五二頁)

8 勾留及び保釈に関する諸問題の研究(司研報八輯九号四〇五頁)

また、原審保管の保釈保証金を流用して上訴審で再保釈をした後、上訴審で保釈保証金没取の決定があつた場合、原審保管の保証金を国庫に組み入れる手続は、決定の執行嘱託を裁判所法第七九条の共助によつて保管金の保管庁である原審裁判所になすべきであるとされている。

(注) 昭和四一年刑首中央会同六二問

右の説によれば、保釈保証金の国庫帰属の時期は、没取という裁判の執行指揮を前提とし、係書記官の発する歳入組入通知によつて歳入徴収官が保証金を国庫に帰属させた日となる。

第二説

一 裁判所保管中の保釈保証金については、その性質上、これに対する没取の裁判が告知によつてその内容を実現するための効力(広義の執行力)を生ずる(刑訴法第四二四条)と同時に、特段の執行行為を要せずして、右裁判内容に即した法律関係が形成される。

(すなわち当該保証金の所有が国庫に帰属する)

(注) 昭和四二年二月四日札幌高裁第三部決定(昭和四一年(く)第一三号保釈保証金の裁判の執行に対する異議認容の裁判に対する即時抗告事件)

この説によれば、没取された保釈保証金は、決定という裁判の執行指揮を要せずして決定の告知によつて即時に国庫に帰属することとなり、没取された保釈保証金の国庫帰属の時期が第一説と異なる結果となる。

二 第二の一の説を可とした場合、前記保管金等の取扱いに関する規程に基づいてなされる係書記官および歳入徴収官の事務は、裁判所または裁判官の執行指揮によるものでなく、発生した法律効果の処分的事務を当該職員の職務内容としたものとみるべきであるから、第一の後段の場合は、没取裁判所(裁判官)から原審裁判所に裁判所法第七九条によつてする執行の嘱託はあり得ないこととなり、係書記官の事務処理として

1 上訴審の係書記官から原審裁判所書記官に対し、没取決定があつた事実を決定謄本を

添えて通知すれば足りる。

2 単なる通知とすべきでなく、上訴審の係書記官から原審裁判所の書記官に対し、没取決定があつた事実を決定謄本を添えて通知するとともに、その保証金の歳入組入れ方を囑託すべきである。

第三 裁判所に保管中の保釈保証金が没取された場合、会計法第三〇条の時効の適用があるか。ありとすれば、この国庫帰属の時期如何が問題とならないか。

(別紙二)

最高裁判二第一五五号(訟ろ六)

昭和四十五年七月十七日

最高裁判所事務総局刑事局長 佐藤千速

最高裁判所事務総局経理局長 大内恒夫

新潟地方裁判所長 殿

保釈保証金の国庫帰属の時期および原審裁判所が保管中の保釈保証金を上訴裁判所で没取の裁判をした場合の歳入組入れ手続等について

(昭和四三年七月二十二日付新地訟第二五一号に対する回答)

標記について、左記のとおり回答します。

記

一 裁判所で保管中の保釈保証金につき没取の裁判がなされた場合には、裁判の告知と同時に、国の内部の事務処理として直ちに歳入組入れ手続をとることができるものと解されるので、実務上は、裁判の告知後すみやかにその旨を事件担当の係書記官から歳入徴収官に通知する取扱いをすれば足りる(裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程六条二項参照)。したがつて、原裁判所で保管中の保釈保証金につき上訴裁判所で没取の裁判がなされた場合の歳入組入れ手続も、これに準じ、上訴裁判所の係書記官から原裁判所の書記官に対し、右裁判が告知された旨を、裁判書の謄本を添えて通知すれば足り、とくに保証金の歳入組入れ方を囑託する必要はない。

二 右保釈保証金につき会計法第三十条の時効の規定が適用される余地はない。